

会 議 記 録

会議名称	令和2年度第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会
基準日	令和2年9月24日(木)
委員	磯、高橋、直井、長谷川、樋口、堀越、森永、吉川 白井、出保、諸角、山川
送付資料	第1回杉並区福祉有償運送運営協議会の書面開催について(通知) 議題(1) 福祉有償運送団体の新規登録に関する協議 資料1 新規登録団体 社会福祉法人 サンフレンズ 参考資料 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿(令和2年4月1日付) 資料3 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱
協議方法	新型コロナ感染症感染拡大防止の観点から第1回杉並区福祉有償運送運営協議会については、書面開催とする。 9月7日送付の資料、議題(1)新規登録団体(資料1)について検討していただき、各委員から返送された意見(別紙1)を取りまとめる。 9月24日を基準日として協議が調ったか否かを判断する。
協議結果	委員からの意見について、第1回杉並区福祉有償運送運営協議会(書面開催)の結果等報告、別紙 ご意見と回答、として集約し、共有する。

杉並区福祉有償運送運営協議会 委員各位

杉並区保健福祉部管理課長
白 井 教 之
(公印省略)

第1回杉並区福祉有償運送運営協議会の書面開催について(通知)

初秋の候、皆様方におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 2 年度の第 1 回杉並区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）については、令和 3 年 2 月頃の開催を予定しておりましたが、昨年度、当協議会において登録更新協議が調った団体が期日までに更新手続きを行っていないことが 7 月末に判明しました。

更新の遡及適用は認められないため、速やかに協議会を行う必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催とさせていただきます。

なお、書面開催につきましては、9 月 2 4 日を基準日として開催いたします。詳細につきましては下記及び別紙の通りとなりますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

記

1 議 題

(1) 福祉有償運送団体の新規登録に関する協議

- ・社会福祉法人 サンフレンズ・・・・・・・・・・(資料 1)

2 参考資料

- ・杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿・・(資料 2)
- ・杉並区福祉有償運送運営協議会要綱 ・・・(資料 3)

3 協議方法

議題に関する資料 1 をご検討いただき、各議題に関して各委員からのご意見（別紙 1）をご返送いただいた上で、協議が調ったか否かについて後日決定いたします。同封した資料と各委員のご意見（別紙 1）につきましては、お手数をお掛けしますが、同封の返信用封筒でのご返送をお願いいたします。

4 今後のスケジュール（予定）

- ・意見の締め切り 令和 2 年 9 月 2 4 日
- ・協議結果通知送付 令和 2 年 9 月 2 8 日 以降

【問い合わせ先】

杉並区保健福祉部管理課 保健福祉支援担当
担当者：吉田・秋竹・飯田
電話 03(3312)2111 内線 3086
Fax 03(5307)0774

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表（新規）

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	団体名	社会福祉法人サンフレンズ		A 自家用有償旅客運送の登録の申請（様式第2-1号）	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内
	所在地	東京都杉並区上井草三丁目33番10号		B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
	代表者	理事長 土屋 俊彦		E 宣誓書（様式第3号） （欠格事由に該当しない旨を証する書類）	
2	運送の対象		登録会員 29人 （令和2年8月28日現在）	F 旅客の名簿（参考様式イ号） 身体状況・態様ごとの会員数	
3	福祉車両	5台	G 自動車登録簿		<ul style="list-style-type: none"> 車検証（写） 任意保険書（写） （事務局確認済）
	セダン型車両	0台			
4	運転協力員数	4人	H（様式第4号） 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿		<ul style="list-style-type: none"> 免許証（写） 運転者講習修了証（写） （事務局確認済）
	普通第二種免許所持者数	0人			
5	損害賠償措置		対人：8,000万以上 対物：200万以上		<ul style="list-style-type: none"> 任意保険証（写） （事務局確認済）
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り以降 迎車料 乗降介助料 軽介助料 待機料金 当日キャンセル料	I 料金表	
7	責任者	J（様式第5号） 運行管理の責任者 就任承諾書			
	体制	K（様式第6号） 運行管理の体制等を記載した書類			
8	収支状況	L 現年度予算書			
	事業計画	M 事業計画書			
	車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。			
	自動車内の掲示	<ul style="list-style-type: none"> 運転者の写真をはり付けた運転者証（参考様式第8号）、料金に関する事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 登録証の写しを自動車内に常備する。 			
<p>*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。 取扱いには、十分ご注意ください。</p>					

2杉並第33927号

令和2年10月2日

杉並区福祉有償運送運営協議会 委員各位

杉並区保健福祉部管理課長

白井 教之

(公印省略)

第1回杉並区福祉有償運送運営協議会（書面開催）の結果等報告について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、9月24日付けで開催しました「第1回杉並区福祉有償運送運営協議会（書面開催）」の結果について、下記のとおりご報告いたします。

記

1 「社会福祉法人サンフレンズ」の新規登録について

委員全員から、「同意する」との回答をいただきました。

このことを踏まえ、申請者に対し、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を交付します。

2 その他寄せられたご意見等について

別紙のとおり

【事務局】

杉並区保健福祉部管理課

保健福祉支援担当 吉田、秋竹、飯田

電話 03(3312)2111 内線 3086

FAX 03(5307)0774

1. 委員から指摘のあった以下の点について、事務局で申請者に対して確認を行い、正しい資料に差替えを行いました。

(1) 移送サービス運営規定第 16 条（利用料）に、～距離が 2 km 未満は 200 円～とあるが、料金表では～1 km/200 円となっている。

○移送サービス運営規定第 6 条（利用料）を料金表に合わせた内容に訂正

(2) 料金表、料金のベースとなる「タクシー運賃の概ね 1/2」の根拠となるタクシー運賃が、2 km 745 円は適正か。

○現行の運賃に訂正。

2. 今回、委員から寄せられたご意見については、以下のとおり対応していきます。

(1) 質問や確認が各分野に同時進行でできない為、書面開催よりは、コロナ渦ではあっても運営協議会の実施が望ましい。

○今回は、新型コロナウイルスの感染状況が収束とならない中、会長とご相談し、書面開催とさせていただきます。今後は、ソーシャルディスタンスを確保するなどの対策を講じ、皆様が安心して参加いただける運営協議会開催に努めていきます。

(2) 更新切れは避けるべきであるので、更新手続きに漏れが生じないように注意喚起等の工夫が必要ではないか（3件）。

○今回、更新漏れが生じた事業者は、事業者内の施設入所者のみを対象にしており、区の補助金の対象にもならないことから、更新手続きの重要性に対する認識不足があったことを確認しました。

申請手続きは、事業者の責任において行うべきことですが、今後は、運営協議会終了後に事業者へ送付する「運営協議会において協議が調ったことを証明する書類」の特記事項の欄に、更新手続きを行う旨の記載を追加し、注意喚起を図っていきます。

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(令和2年4月1日現在)

役職	氏名	所属等
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 取締役副社長
副会長	白井 教之	保健福祉部管理課長
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
委員	<u>出保 裕次</u>	保健福祉部高齢者施策課長
委員	直井 幸男	全国自動車交通労働組合連合会 書記長
会長	長谷川 万由美	宇都宮大学教育学部 社会福祉学 教授
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長
委員	堀越 千秋	関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	森永 理恵	居宅介護支援事業所 せらび荻窪 管理者
委員	<u>諸角 純子</u>	保健福祉部障害者施策課長
委員	山川 浩	都市整備部交通施策担当課長
委員	<u>吉田 正幸</u>	杉並交通株式会社 代表取締役社長

五十音順・敬称略 下線は新委員

(任期：令和3年3月31日まで)

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日

杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号

平成19年3月19日杉並第84257号

平成26年2月24日杉並第60239号

平成27年11月12日杉並第42213号

(目的)

第1条 杉並区（以下「区」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）、「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。）及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号）の規定に基づき、移動制約者を対象とした福祉有償運送の適正な運営の確保を図るため杉並区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、前条に掲げる全ての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条に規定する議事の決定には関与しない。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集、委員の半数以上をもって成立する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、杉並区保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則（平成19年3月19日杉並第84245号）

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日杉並第84257号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日杉並第60239号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月12日杉並第42213号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内